

## 第10号議案 品川区情報公開・個人情報保護条例の一部を改正する条例について

### 1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に規定されている、情報提供等の記録を訂正した場合の取扱いに基づき、条例の規定を整備するものとする。

### 2 改正の内容 (別紙新旧対照表参照)

平成29年7月より情報提供等ネットワークを使用した特定個人情報の他機関との情報連携が開始される。

情報連携した記録(情報提供等の記録)の内容について、自己情報の訂正請求に基づく訂正決定が行われた場合、番号法第31条(行政機関個人情報保護法の読替規定)の規定により総務大臣および情報照会者等に対し、当該訂正した旨を書面により通知することが定められている。

区条例においても番号法の規定に基づき、情報提供等の記録の訂正時の取扱いについて、同様の規定を加えるものとする。

### 3 施行期日

平成29年5月30日

新旧対照表

○品川区情報公開・個人情報保護条例

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第21条の6 決定権者は、訂正請求に係る自己情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 決定権者は、訂正請求に係る自己情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨およびその理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(自己情報の提供先への<u>通知等</u>)</p> <p>第21条の8 決定権者は、第21条の6第1項の決定に基づく自己情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の提供先に対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、決定権者は、第21条の6第1項の決定に基づく自己情報のうち情報提供等の記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、総務大臣および番号法第19条第7号に規定する情報照会者もしくは情報提供者または同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る番号法第23条第1項および第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該決定権者以外のものに限る。）に対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。</u></p> <p>(利用停止の請求)</p> <p>第21条の9 (第1項省略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、何人も、自己情報のうち特定個人情報であるものが次の各号のいずれかに該当すると思料する場合は、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用停止に関して法律もしくはこれに基づく命令または他の条例もしくはこれに基づく規則の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第21条の14第2項の規定に違反して保有されているとき、第25条第1項および第3項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20</p> | <p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第21条の6 決定権者は、訂正請求に係る自己情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 決定権者は、訂正請求に係る自己情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨およびその理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(自己情報の提供先への<u>通知</u>)</p> <p>第21条の8 決定権者は、第21条の6第1項の決定に基づく自己情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の提供先に対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止の請求)</p> <p>第21条の9 (第1項省略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、何人も、自己情報のうち特定個人情報であるものが次の各号のいずれかに該当すると思料する場合は、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用停止に関して法律もしくはこれに基づく命令または他の条例もしくはこれに基づく規則の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第21条の14第2項の規定に違反して保有されているとき、第25条第1項および第3項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20</p> |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているときまたは番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項の特定個人情報ファイルをいう。第28条第2項において同じ。）に記録されているとき。当該特定個人情報の利用の停止または消去（第2号省略）</p> <p><u>付 則</u><br/><u>この条例は、平成29年5月30日から施行する。</u></p> | <p>条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているときまたは番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項の特定個人情報ファイルをいう。第28条第2項において同じ。）に記録されているとき。当該特定個人情報の利用の停止または消去（第2号省略）</p> |